

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023 年 10 月 20 日
【発行者の名称】	株式会社マナベインテリアハーツ MANABE INTERIOR HEARTS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚田 徹
【本店の所在の場所】	高知県高知市針木東町 24 番 10 号 (上記は登記上の本店所在地であり実際の業務は下記の【最寄りの連絡場所】で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪府高槻市東上牧一丁目 2 番 1 号
【電話番号】	072-669-6771 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役マーケティング部長 兼 管理部門管掌 真鍋 光
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社マナベインテリアハーツ https://www.manacs.com 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部第3 4(P8)【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第1四半期累計期間	第62期
会計期間	自2023年6月1日 至2023年8月31日	自2022年6月1日 至2023年5月31日
売上高 (千円)	2,776,551	12,247,999
経常損失 (△) (千円)	△18,692	△172,291
四半期 (当期) 純損失 (△) (千円)	△19,609	△350,826
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	40,000	40,000
発行済株式総数 (株)	8,480,000	8,480,000
純資産額 (千円)	2,477,048	2,493,283
総資産額 (千円)	15,735,769	15,202,244
1株当たり四半期 (当期) 純損失 (△) (円)	△2.31	△41.37
潜在株式調整後1株当たり 四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	15.7	16.4

回次	第63期 第1四半期 会計期間
会計期間	自2023年6月1日 至2023年8月31日
1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△2.31

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、第 62 期第 1 四半期累計期間の四半期財務諸表を作成していないため、第 62 期第 1 四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期（当期）純利益については、1 株当たり四半期（当期）純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。
また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期累計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。なお、前第1四半期累計期間では、四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

（1）業績

当第1四半期累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和により、社会経済活動について徐々に回復基調にあるものの、資源価格の高騰による物価上昇や円安の進行などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

家具・ホームファッション業界におきましても、物価及び原材料価格の上昇に加え、業態を超えた販売競争の激化等により、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、社会における当社の存在意義として、“住まいのインテリアをもっと豊かに”をMissionに掲げ、お客様の日常が豊かで潤いに満ちた安らぎの空間となるよう製品の機能性と適切な品質を吟味しながらバリエーションに満ちた個性的なスタイルを追求してまいります。

営業概況といたしましては、円安に伴う食料品価格や光熱費の上昇による節約志向の高まりなどで、来店客数の減少及び客単価が低下したことにより、既存店売上高は減少しております。そのため、自社アプリやInstagramを活用した情報発信を拡大し、販促施策を強化いたしました。店頭では、ベッドやオーダーカーテン商品にて販促キャンペーンを実施し、お客様からご好評をいただきました。今後は、コロナによる移動規制が緩和され、海外での商品開発も再開できる状況となりましたので、自社輸入商品導入による商品力強化により、売上高回復へと努めてまいります。

EC事業におきましては、実店舗同様に消費者の節約志向の高まりやコロナ制限緩和に伴う旅行などの外出増加により、家具等の耐久消費財への需要が低下している影響もあり、売上高の伸び率が鈍化しております。そのような中、7月9日に関西地域にてテレビ放送された「やすものどこいこ!?」にて紹介されている弊社オリジナル商品の「5Way フィットピロー(枕)」の人气が急増し、ECサイトでも大きく売上に貢献いたしました。この商品は耐久性の高いウレタンを使用しているだけでなく、5通りの使い方ができるという特徴があり、この特徴をしっかりとECページ内で分かりやすく掲載できたところも売上高増加に繋がったと考えますので、今後も商品ごとの特徴をお客様目線で掲載することを心がけ、お客様に支持される商品をECサイトで展開することで、EC事業全体の売上高向上に努めてまいります。

販売費及び一般管理費につきましては、前期に大型店を2店舗開店し、減価償却費及び租税公課が増加しておりますが、電気会社見直しにより水道光熱費が減少するなど、経費削減効果も表れたことで、前年同期を下回っております。

営業外収益、営業外費用につきましては、海外商品の輸入取引による為替変動リスクに備えて、通貨オプション取引及びクーポンスワップ取引を契約しております。これにより、当第1四半期累計期間（2023年6月1日から2023年8月31日）の外国為替相場の変動等に伴い、為替差益40,084千円、デリバティブ評価益114,601千円を計上いたしました。

その結果、売上高は2,776,551千円となり、営業損失は153,032千円となりました。経常損失は18,692千円となり、四半期純損失は19,609千円となりました。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社の事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業部門別に記載しております。

区分	当第1四半期累計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年8月31日)	前年同期比(%)
店舗販売 (千円)	2,619,845	94.9
E C 事業部 (千円)	156,706	117.1
合計 (千円)	2,776,551	95.9

3 【対処すべき課題】

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<J-Adviser との契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を 2022 年 1 月 18 日開催の取締役会において、担当 J-Adviser に指定することを決議し、2022 年 1 月 20 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（フィリップ証券(株)が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、フィリップ証券(株)が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(イ) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c

までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったとフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であるとフィリップ証券㈱が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

（4）前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること

(イ) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(ロ) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること

(イ) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(ロ) 前 a の(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

（5）事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたとフィリップ証券㈱が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合とフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(イ) TOKYO PRO Market の上場株券等

(ロ) 上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除

く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとフィリップ証券㈱が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、フィリップ証券㈱がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとしてフィリップ証券㈱が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいとしてフィリップ証券㈱が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとフィリップ証券㈱が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割当てのために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であるとフィリップ証券㈱が認めるときは、当社が重要な

事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないとフィリップ証券(株)が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したとフィリップ証券(株)が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、フィリップ証券(株)もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- 1 当社又はフィリップ証券(株)のいずれかが、当該契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2 前項の定めにかかわらず、当社及びフィリップ証券(株)は、合意により本契約期間中いつでも当該契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより当該契約を解除することができる。
- 3 契約解除する場合、特段の事情のない限りフィリップ証券(株)は、あらかじめ当該契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当第1四半期累計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の四半期財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この四半期財務諸表の作成にあたりまして、必要と思われる見積りは、合理的基準に基づいて判断しております。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ652,483千円増加し、6,179,747千円となりました。主な変動要因は、現金及び預金694,890千円の増加、商品42,952千円の減少などであります。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ118,958千円減少し、9,556,022千円となりました。主な変動要因は、有形固定資産95,764千円及び投資その他の資産15,664千円の減少などであります。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ21,879千円減少し、3,155,775千円となりました。主な変動要因は、買掛金31,232千円及び1年以内返済予定の長期借入金145,145千円の増加、その他190,456千円の減少などであります。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ571,640千円増加し、10,102,945千円となりました。主な変動要因は、長期借入金588,242千円の増加などであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ16,235千円減少し、2,477,048千円となりました。主な変動要因は、利益剰余金19,609千円の減少などであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	当第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年10月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,000,000	23,520,000	8,480,000	8,480,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	32,000,000	23,520,000	8,480,000	8,480,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2023年6月1日～ 2023年8月31日	—	8,480,000	—	40,000	—	—

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 8,480,000	84,800	権利内容に制限のない 当社における標準的な 株式となっております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	8,480,000	—	—
総株主の議決権	—	84,800	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。また、前第1四半期累計期間については、四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、第1四半期会計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 5 月31日)	当第 1 四半期会計期間 (2023年 8 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,222,514	2,917,405
売掛金	483,906	408,697
商品	2,555,853	2,512,901
貯蔵品	7,369	7,353
その他	257,620	333,390
流動資産合計	5,527,264	6,179,747
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	5,236,501	5,170,391
土地	2,353,182	2,353,182
その他(純額)	649,486	619,831
有形固定資産合計	8,239,169	8,143,405
無形固定資産	133,666	126,136
投資その他の資産	1,302,144	1,286,480
固定資産合計	9,674,980	9,556,022
資産合計	15,202,244	15,735,769

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 5 月31日)	当第 1 四半期会計期間 (2023年 8 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	332,242	363,475
短期借入金	100,000	100,000
1 年以内返済予定の長期借入金	1,352,079	1,497,224
資産除去債務	7,800	—
その他	1,385,532	1,195,075
流動負債合計	3,177,655	3,155,775
固定負債		
社債	900,000	880,000
長期借入金	8,093,958	8,682,200
資産除去債務	528,170	529,784
その他	9,176	10,960
固定負債合計	9,531,305	10,102,945
負債合計	12,708,960	13,258,721
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
資本剰余金	77,575	77,575
利益剰余金	2,377,660	2,358,051
株主資本合計	2,495,235	2,475,626
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	△1,951	1,421
評価・換算差額等合計	△1,951	1,421
純資産合計	2,493,283	2,477,048
負債純資産合計	15,202,244	15,735,769

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年8月31日)
売上高	2,776,551
売上原価	1,490,314
売上総利益	1,286,237
販売費及び一般管理費	※ 1,439,269
営業損失 (△)	△153,032
営業外収益	
受取利息	2,190
為替差益	40,084
デリバティブ評価益	114,601
その他	1,887
営業外収益合計	158,764
営業外費用	
支払利息	21,310
その他	3,113
営業外費用合計	24,424
経常損失 (△)	△18,692
税引前四半期純損失 (△)	△18,692
法人税、住民税及び事業税	917
法人税等合計	917
四半期純損失 (△)	△19,609

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益又は損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年8月31日)
運賃及び委託費	227,024千円
給料及び手当	403,282 〃
地代家賃	245,826 〃

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む）は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年8月31日)
減価償却費	121,433千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2022年6月1日 至 2022年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年8月26日 定時株主総会	普通株式	6,784	800.00	2022年5月31日	2022年8月29日	利益剰余金

(注) 当社は、2022年8月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行いました。

「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2023年6月1日 至 2023年8月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、家具、ホームファッション販売事業のみの単一セグメントであり、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は家具、ホームファッション販売事業のみの単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分に分解した情報は、以下のとおりであります。

当第1四半期累計期間(自 2023年6月1日 至 2023年8月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント
	家具、ホームファッション販売事業
一時点で移転される財	
店舗売上	2,619,845
E C 売上	156,706
顧客との契約から生じる収益	2,776,551
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,776,551

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第 1 四半期累計期間 (自 2023年 6 月 1 日 至 2023年 8 月 31 日)
1 株当たり四半期純損失 (△) (円)	△2.31
(算定上の基礎)	
四半期純損失 (△) (千円)	△19,609
普通株主に帰属しない金額(千円)	－
普通株式に係る四半期純損失 (△) (千円)	△19,609
普通株式の期中平均株式数(株)	8,480,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年10月20日

株式会社マナベインテリアハーツ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前川 英樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷間 薫
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられている株式会社マナベインテリアハーツの2023年6月1日から2024年5月31日までの第63期事業年度の第1四半期会計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マナベインテリアハーツの2023年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。